(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 17 日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 広島県呉市広多賀谷3丁目1番1号 氏 名 リージョナルパワー株式会社 代表取締役社長 中谷 中應 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0823-71-7199

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	0	D	名	称	リージョナルパワー株式会社 伊万里発電所						
事	業	場	の	所	在	地	左賀県伊万里市山代町楠久字鳴石搦三929-93						
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日						
当意	当該事業場において現に行っている事業に関する事項												
	1	事	業	の	種	類	33 電気業						
	2	事	- 業の規模2,120百万円										
	3	従	業	纟	員	数	21名						
	④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程						発生源 廃棄物 処理・処分 木焚ボイラー (基準値を超える 有害物質を含むもの) (基準値を超える 有害物質を含むもの) 一 (基準値を超える 有害物質を含むもの) 安定化処理 埋め立て : 廃棄物の流れ : 委託処理部分の範囲						

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 伊万里発電所 木焚ボイラ-リージョナルパワー(株) 課長 運転員 代表取締役 社長 発電ボイラー 運転員 リージョナルパワー(株) 産業廃棄物処理 伊万里発電所 担当者 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和 6年度)実績】 ばいじん 燃えがら 特別管理産業廃棄物の種類 (木焚ボイラー) (木焚ボイラー) 排 出 量 58.450 13.150 (これまでに実施した取組) ①現状 燃料状態を確認し排出抑制できるよう、設備運転を行っている。 灰分の少ない燃料を購入する。(灰分の多い燃料を購入しない) 【目標】 ばいじん 燃えがら 特別管理産業廃棄物の種類 (木焚ボイラー) (木焚ボイラー) 50.000 0.000 排 出 量 (今後実施する予定の取組) ②計画 安定した運転を行い適切な灰の排出を行う。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現状 特になし (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 特になし

	業廃棄物の再生利用に関する事項					
	【前年度(令和年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん 燃えがら (木焚ボイラー) はががら (木焚ボイラー)					
	自ら再生利用を行った 0.000 0.000					
①現状	特別官理産業廃業物の重					
	特になし					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん 燃えがら (木焚ボイラー)					
	自ら再生利用を行う 0.000 0.000					
②計画	特別官理産業廃棄物の重 t (今後実施する予定の取組)					
	特になし					
ら行う特別管理産業	業廃棄物の中間処理に関する事項					
	【前年度(令和 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん 燃えがら (木焚ボイラー)					
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 0.000 t 0.000					
】 	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 0.000 t					
	(これまでに実施した取組)					
	特になし					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん 燃えがら (木焚ボイラー) は水ボイラー)					
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 0.000 t 0.000					
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 0.000 t					
	(今後実施する予定の取組)					
Ī						

	【前年度(令和 年度)実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (木焚ボイラー)	燃えがら (木焚ボイラー					
①現状	自ら埋立処分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	0.000	0.000					
	特になし							
	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (木焚ボイラー)	燃えがら (木焚ボイラー					
② 計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0.000	0.000					
②計画	(今後実施する予定の取組)	<u>t</u>)						
空田 杂类	特になし の処理の委託に関する事項							
3	【前年度(令和 6 年度)実績】							
写 <u> </u>	1	実績】						
1	1	実績】 ばいじん (木焚ボイラー)	燃えがら (木焚ボイラー					
3 华	【前年度(令和 6 年度)	ばいじん						
3. 华 庄 未 / C 未 / C	【前年度(令和 6 年度) 特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (木焚ボイラー) 58.450 t	(木焚ボイラー 13.150 0.000					
3. 华 庄 未 伊 来 彻	【前年度(令和 6 年度) 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への	ばいじん (木焚ボイラー) 58.450 _t	(木焚ボイラー 13.150 0.000 13.150					
①現状	【前年度(令和 6 年度) 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再生利用業者への	ばいじん (木焚ボイラー) 58.450 t 5.420 t	(木焚ボイラー 13.150 0.000 13.150 0.000					
	【前年度(令和 6 年度) 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再生利用業者への 処 理 委 託 量 認定熱回収業者への	ばいじん (木焚ボイラー) 58.450 t 5.420 t 53.030 t 0.000 t	(木焚ボイラー 13.150 0.000 13.150 0.000					

	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (木焚ボイラー)		燃えがら (木焚ボイラー)		
	全処理委託量	50.000	t	0.000	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	25.000	t	0.000	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	25.000	t	0.000	t	
②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.000	t	0.000	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000	t	0.000	t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト運用の為、電子マニフェスト対応可能な 業者から選定する。					
	【前年度(令和 年度)					
	特別管理産業廃事権出場が、対策に対している。	量 を除く。)		71. 60	t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストシステムを使用している。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。